

決議案第2号

(和光市議会)

赤松祐造議員に対し市民への説明責任を果たすよう求める決議

上記の決議案を和光市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和6年2月22日

和光市議会議長 富澤 啓二 様

提出者 和光市議会議員

鎌田 泰倉

賛成者 和光市議会議員

吉田 武司

守保 友博

伊藤 妙子

鳥飼 雅司

赤松祐造議員に対し市民への説明責任を果たすよう求める決議

赤松祐造議員は、去る令和5年和光市議会12月定例会において、議案第94号「和光市副市長定数条例の一部を改正する条例を定めることについて」を他6名の提出者とともに提出した。

しかし、令和5年12月21日の本会議上の採決において、議案提出者であるにもかかわらず、市民や議会に対し事前に何ら説明することなく、突如として反対した。

議案提出者が自ら提出した議案に対し反対することは前代未聞であり、議会の正常な運営に混乱をもたらす行為である。

議会は赤松祐造議員に対し、令和6年1月17日及び2月20日開催の議会運営委員会において、二度にわたり当該行為についての説明を求めたが、赤松祐造議員は「自らの政治判断に基づき行動した」旨の弁解を繰り返し、具体的な説明を拒んだ。

議員には、議会における賛否行動について市民に説明する責任があることは言うまでもなく、赤松祐造議員には、自らの行為について、その動機や経緯等を含め議会において適切に説明することにより、市民への説明責任を果たすよう強く求めるものである。

以上、決議する。

令和6年2月22日

埼玉県和光市議会